

融資商品説明書

令和2年4月1日現在

商品名	プロテクト・リフォームローン(1-8)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・ 次の条件をすべて満たす個人の方。<ul style="list-style-type: none">(1) 年齢が満20歳以上65歳以下、(完済時年齢が満80歳以下)の方。(2) 前年年収が150万円以上の方。(3) 原則、団体信用生命保険にご加入できる方(借入金額が100万円以下の場合には任意加入となります。)(4) 対象不動産が申込人又は、その同居家族の所有物件であること。(5) 融資金を業者へ振込できること。(6) 当金庫の会員資格を有する方。<ul style="list-style-type: none">① 当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。② 当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。(7) 過去に延滞、不渡り等の事故がない方。(8) (株)ジャックスの保証が受けられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・ 住宅の増改築及びバリアフリー改築資金・ 住宅の設備機器及び介護機器購入資金・ 介護器具の購入資金 <p>※住宅ローン借換を併用して申込みされる場合は、住宅ローン借換と本件の2契約になります。</p>
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none">・ 10万円以上1,000万円以内(1万円単位)。 <p>ただし、住宅ローン借換を併用される場合は、合算して1,000万円以内となります。</p>
ご返済期間	<ul style="list-style-type: none">・ 6ヶ月以上15年以内(6ヶ月単位)。 <p>ただし、ご融資金額300万円以内の場合は、最長10年以内となります。</p>
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・ 変動金利。変動金利型には、自金庫長プラ基準型と大口定期預金1年もの基準型の2種類があり、適用期間(以下「周期」といいます)①(6ヶ月)②(1年)により選択することができます。・ 金利の変動幅は2種類の基準型ともに、各基準日における基準金利とその直前の基準日の基準金利の差をもって、ご融資利率の引き上げまたは引き下げを行います。<ul style="list-style-type: none">① 6ヶ月周期(自金庫長プラ基準型)の場合、毎年4月1日と10月1日を基準日として見直しを行います。・ 4月1日に金利変更の場合、6月のご返済分から、10月1日に金利変更の場合、12月のご返済分から、それぞれ新しいご融資利率が適用されます。② 1年周期(大口定期預金1年もの基準型)の場合、ご融資日から起算して1年毎の応当日が属する月の1日を基準日として見直しを行います。・ 金利変更の場合、変更のあった基準日が属する月の翌月のご返済分から新しいご融資利率が適用されます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・ 毎月元利均等分割返済とします。 <p>ご融資金額の50%以内で6ヶ月ごとの増額返済(1万円単位)の併用もできます。</p>
担保	<ul style="list-style-type: none">・ 不要です。

萩山口信用金庫

(1/2)

融資商品説明書

令和2年4月1日現在

商品名	プロテクト・リフォームローン(1-8)
連帯保証人	・不要です。
保証料	・保証料率をご融資利率に含めます。
生命保険	・団体信用生命保険の保険料は当金庫が負担いたします。
手数料等	・不要です。
会員	・当金庫のご融資総額が700万円を超える場合は、会員になっていただきます。
付帯サービス	・火災により、リフォーム対象の家屋または家財が被害にあった場合は、30万円の 見舞金が(株)ジャックスより支払われます。 ・ピッキング等の他人の侵入により、リフォーム対象の家屋または家財が被害にあっ た場合は、10万円の見舞金が(株)ジャックスより支払われます。 ※付帯サービスの適用期間は、ローン残高がありご融資日から3年以内となります。
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部 (9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話 :03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業 日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-58 25)までお申し出ください。 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会におい て、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全 国しんきん相談所にお問合せください。
その他	・審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承願います。 ・ご融資利率やご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合せください。